

浜長保険センター安全だより(12月)

平成 29 年 12 月 7 日
浜長保険センター 第 13 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



寒さも一段と厳しい中、ポインセチアの紅色が華やかな季節となりました。皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。来年はオンリーワンの良い年にしてください。

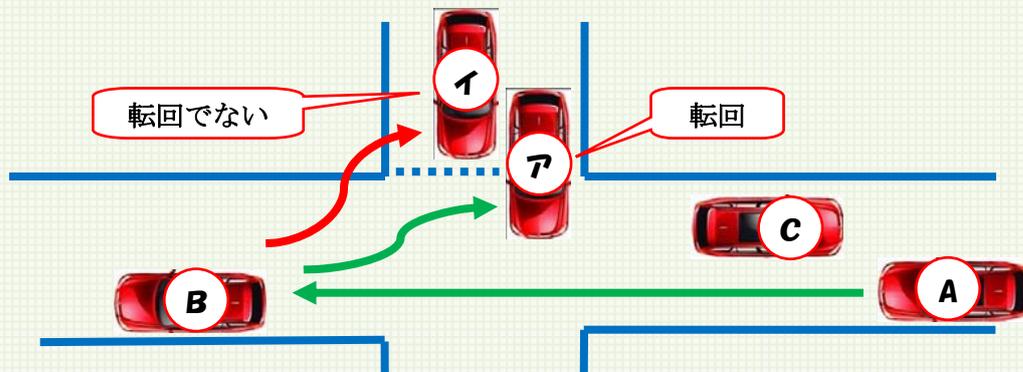


Q1 スイッチターンが転回に該当する場合、該当しない場合の形態はどうか？

スイッチターンとは、「進行中、路上において一旦停止し、付近の道路等に後退したうえ、新たに直進して右折し、その進行方向を転換して逆方向に進行する行為」をいいます。

次の2つの要件を充足するとき、転回と認めことができると解されています。

- ① その目的が転回にあること。 ② 同一の道路上で方向転換を完了すること。



A車は、Bに停止、アの位置まで後退、方向を転回した場合は、同一の道路上であり転回に該当する。しかし、イの位置まで後退すると、同一道路ではないので、転回にならないことになります。

したがって、A車がBに停止、アの位置まで後退した場合は転回、イの位置まで後退した場合は、同一道路で転回していないので、転回ではないことになります。

Q2 「左方優先」、「直進車優先」は、優先権を与えているのか？

- 「左方優先」とは、交通整理が行われていない交差点を進行する車両の運転者は、左方から進行してくる車両を先に進行させなければならない。
- 「直進車優先」とは、交差点で右折しようとする車両の運転者は、交差点を直進する車両を先に進行させなければならない。

という義務を明らかにしたもので、相手車両に 左折車、直進車の進行妨害をしてはならないと規定しており、左折車又は直進車に優先して通行してもよいという「優先権」を与えたものではありません。

Q3 交差道路に一時停止標識がある場合、進行する車両は徐行義務が免除されるのか？

進行道路の幅員と交差道路の幅員がほぼ等しいような場合には、徐行義務が免除されません。

徐行義務が免除されるのは、

- 交通整理が行われている場合
 - 優先道路を通行している場合
- であり、進行道路の幅員が交差道路の幅員より明らかに広い場合についても、徐行義務があります。

交差道路に一時停止標識があっても、優先道路を通行していないときは、徐行しましょう。

徐行義務あり



優先道路ではない